

事務連絡
平成30年6月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について

平素より、当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび国土交通省より「河川水難事故防止の取組実施」について、別添のとおり、協力依頼がありました。河川利用者が増加する学校等の夏休みにかけて、河川水難事故の多発が懸念されることから、国土交通省におけるこれらの取組も十分活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対しても周知するようお願いいたします。

(本件担当)
防災教育係 (中鉢)
電話：03-5253-4111 (内線 2670)
03-6734-2670 (直通)
FAX：03-6734-3794
e-mail:anzen@mext.go.jp



国 水 環 第 26 号
平 成 30 年 6 月 4 日

文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局
健 康 教 育 ・ 食 育 課 長 様

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
河 川 環 境 課 長



河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)

国土交通省においては、河川愛護月間(7月1日～7月31日)のうち、7月1日～7日を、「河川水難事故防止週間」と位置付け、毎年、河川における水難事故防止に関する啓発を重点的に行っているところです。

本年も、河川利用者が増加する学校等の夏休みにかけて、河川水難事故の多発が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用出来るようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用出来るよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

国土交通省においては、更なる普及啓発活動に取り組んで参りますので、貴省の関係機関へ周知して頂きますようお願いいたします。

実施内容につきましては、別紙を参照願います。

【実施内容】

1. 河川水難事故防止に向けた協働の推進

国土交通省においては、教育関係機関を含め関係機関との河川水難事故防止に向けた認識の共有・取組の協働等を推進して参ります。

2. 水難事故防止に関する講習会等の実施

国土交通省において予定しているイベント・説明会等において、可能な範囲で河川の安全利用を啓発している団体などと連携を図りつつ、水難事故防止に関する説明・講習などを実施して参ります。

3. 重点的な河川巡視の実施

日頃から実施している河川巡視において、水難事故が多発する場所を追加し、若しくは重点的に点検を実施して参ります。

4. 河川水難事故防止の「出前講座等」の実施について

児童の水難事故が多くなる夏休み期間に先立ち、河川水難事故防止週間を中心に、河川水難事故防止に関する出前講座等を可能な範囲で積極的に実施して参ります。

5. ホームページ等による情報発信について

出前講座等の実施(予定)日について、河川水難事故防止週間中及び夏休み期間中に実施、または予定の河川水難事故防止の啓発に関する内容を含んだ出前講座等の実施(予定)日、講座名、内容、実施対象等を各地方整備局等において積極的な情報発信を実施して参ります。

(参考)国土交通省HP

河川水難事故防止「出前講座の実施予定」

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/anzen/index3.html>

※今年度の予定はとりまとめ次第更新の予定です。

国土交通省 出前講座のご案内

http://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html